

入札及び契約に係る手続における押印等の見直し

平素より国土交通行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
中部地方整備局における入札及び契約に係る手続のうち、押印等の見直しに関するお知らせです。

国土交通省においては、入札及び契約に係る手続については、電子署名を活用した「電子入札システム」、「電子契約システム」及び「電子調達システム（GEPS）」により手続のオンライン化に取り組んできたところですが、経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）において「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」とされたことを踏まえ、上記のシステム利用が困難な場合（テレワーク等を含む。）における書面（紙）への押印についても、見直すことになりましたので、お知らせします。

押印を省略が可能な書類

- 入札関係書類（競争参加資格申請書、技術資料、技術提案書及び入札書等）
- 契約関係書類（契約書に基づき提出する書類等）

ただし、以下の書類は押印を省略することはできません。

- 契約書を書面（紙）により作成する場合の契約書
- 契約書の締結権限を支店長等に委任する場合の年間委任状

押印を省略する場合の方法

押印を省略する場合は、押印を省略する書類において、以下の記載例のとおり「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載が必要となります。
記載がない場合は、押印の省略ができませんので、ご注意ください。

なお、現在、公告中の入札説明書等、又は当整備局のホームページ等でご案内している各種様式において、「印」を記載している様式であっても、以下の記載例のとおり記載いただくことにより、押印の省略が可能です。

押印の省略した書類の提出方法

全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要としデジタルで完結できるよう見直しを進めておりますので、押印を省略した書類の提出につきましては、電子メールのご利用をお願いします。

なお、電子メールによる提出後は、当方の着信確認のため、提出先まで、必ず電話によりご連絡をお願いします。

(押印省略書類 記載例：本件責任者及び担当者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印 ※1

本件責任者 所属：

※1

氏名：

電話： ※2

担 当 者 所属：

※1

氏名：

電話： ※2

E-mail： ※3

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です

※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載

※3 E-mail アドレスがない場合は、記載不要

ご記載いただいた連絡先には、必要に応じて、提出いただいた書類の確認のため、こちらよりご連絡させていただく場合がありますので、ご承知おきください。

電子入札システム・電子契約システム・電子調達システム（GEPS）

国土交通省においては、入札及び契約に係る手続については、電子署名を活用したシステムにより手続のオンライン化を進めているところです。

これらのシステムを利用した場合、来庁不要により移動経費の削減、契約書の製本不要、収入印紙が不要になる等、様々なメリットがあります。

また、工事及び測量・建設コンサルタント等業務においては、全ての請求書を電子契約システムから提出できるよう対応します（詳細は別添をご参照ください。）。

導入がお済みでない事業者の皆さまにおかれましては、ぜひ導入のご検討をお願いします。

システムの詳細につきましては、以下の URL からご確認いただけます。

<https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/denshi/index.htm>

なお、本お知らせは、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における取り扱いとなります。

お問い合わせ先

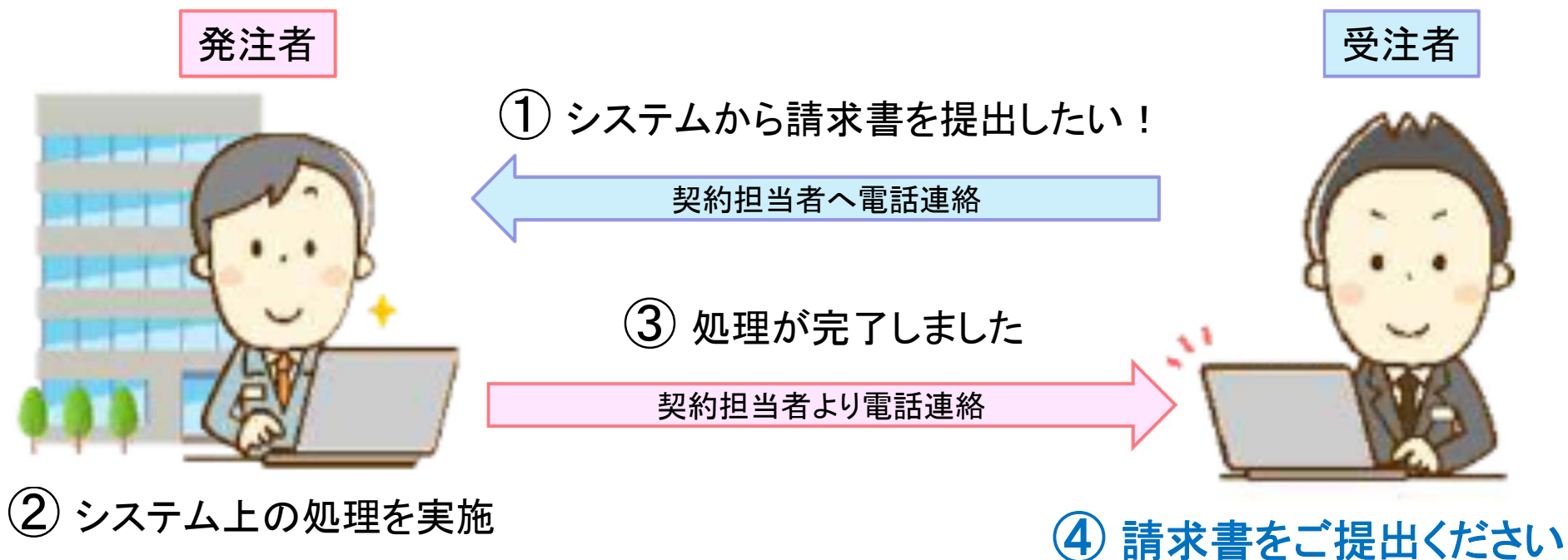
中部地方整備局 総務部 契約課 調査係

電話 052-953-8138

電子契約システムで「請求書提出」ができます！！

電子契約システムでの請求書提出について、前金払のみとしていましたが
中間前金払・部分払・完成払にも拡大し、全ての請求書を電子契約システムから
提出できるようにします。

【例：完成払】 工事完成 又は 業務完了し、検査に合格したら・・・



【困ったときは？】

・電子契約システム ヘルプデスク
TEL: 050-3816-8300 (平日の9時~17時半)

※具体的な操作方法是、電子契約
システム操作マニュアル5-23
以降を参照ください